コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Fujikura Rubber Ltd.
最終更新日：2015年6月17日
藤倉ゴム工業株式会社
中 光好
問合せ先：03-3527-8111
証券コード：5121
http://www.fujikurarubber.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業の存続と価値の向上におけるコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社の規模や事業の性質に適応した形で、業務の効率性・透明性・公正性において適正性を高め、株主を始めとするステークホルダー全般の信頼に応えつつ、株主に最大限の利益還元を行うことを目標とするとの基本的な考え方の下に、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

当社は、迅速な意思決定、事業責任者を中心としたきめ細かな業務の執行、事業の別や取締役・監査役といった職務の枠にとらわれない幅広い観点からの業務状況の把握と状況変化への対応といった形で効率的な経営を追求してまいりました。さらに、一層の企業価値の向上に向けて経営資源の有効活用を一層進めるために、グループ全体として経営体制を整備しております。

一方で、当社が、現在及び将来にわたって存続・発展し続けるための基礎として、当社を取り巻く多様なステークホルダーの皆様に対して配慮する事項を「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」（注：「FUJIKURA COMPOSITES」は当社のブランドネームであり、当社グループ全体を象徴します。）に定め、グループ全体でこれを遵守してゆくこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社フジクラ	4,776,300	20.37
富国生命保険相互会社	950,000	4.05
三井住友海上火災保険株式会社	874,500	3.73
藤倉化成株式会社	569,840	2.43
藤倉航装株式会社	515,210	2.20
三井住友信託銀行株式会社	418,000	1.78
明治安田生命保険相互会社	400,808	1.71
株式会社りそな銀行	369,000	1.57
株式会社三井住友銀行	350,000	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	304,300	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社フジクラ
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社は株式会社フジクラの持分法適用関連会社であります。同社は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、当連結会計年度末現在で4,776,300株（議決権所有比率の20.4%）を所有しております。同社と当社の間では当社産業用資材製品の一般的商取引関係があり、当社グループの連結売上高に占める割合は1.33%となっております。

なお、当社の事業は支配会社等からの制約はなく、独自に事業活動を行っており一定の独立性が確保されていると考えております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大橋 一彦	他の会社の出身者							△	△			
村田 一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大橋 一彦	○	株式会社フジクラ相談役 藤倉化成株式会社社外取締役 有価証券上場規程に規定する独立役員	大橋一彦氏は、当社の事業に対する理解が深く、また、経営者であった経験と実績から、経営に関する相当程度の知見を有しております。さらに、独立性と云う点でも、他社の業務執行者でなくなってから一定の期間が経過しており、また、他の社外取締役及び複数の社外監査役によって十分な監督機能が確保されていると考えております。
村田 一	○	村田経営サポートオフィス 有価証券上場規程に規定する独立役員	村田一氏は、コンサルティング業務において多くの企業の経営に携わっており、経営に関する幅広い見識を有しております。また、独立性と云う点でも他の社外取締役及び複数の社外監査役によって十分な監督機能が確保されていると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じてグループ会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。
また、当社は内部監査部門として内部監査室を設置しており、監査役と内部監査室は互いの監査状況について適宜情報を交換しているほか、内部監査室が子会社を含む当社グループ全部門に対して定期的に実施している内部監査に関する報告書は、取締役社長及び監査役に対して

提出しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川 嘉昭	他の会社の出身者											△		
細井 和昭	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川 嘉昭		藤倉化成株式会社取締役相談役	当社の事業に対する理解が深く、また、経営者であった経験と実績から適切と考えおり、独立性と云う点でも複数の社外役員の相互監視により十分な監督機能が確保されていると考えております。
細井 和昭	○	東プレ株式会社社外監査役 新日本電工株式会社社外監査役 有価証券上場規程に規定する独立役員	公認会計士として中立の立場にあることに加え、専門的な知識と経験等から見て適切と考えております。また、細井監査役は、当社の会計監査人であった中央青山監査法人の業務執行指定社員として、平成18年3月期まで関与しておりましたが、その後、同法人を退職し、平成19年6月に当社の社外監査役に就任しております。当社との利害関係はなく、一定の期間も経過しているところから、社外監査役としての独立性が確保されていると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

特記事項はございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役のインセンティブの向上を目的として、役員の賞与及び退任慰労金を廃止して年度報酬に一本化し、社外取締役を除く取締役に対して、経常利益目標に対する達成の度合いに応じて、株主総会で決議された報酬額の範囲内で報酬の一部を増減させる利益連動型報酬制度を採用すると同時に、株式価値の向上について投資家と一体感を保ち、報酬と株価を連動させることを目的として、報酬の一部を株式取得目的報酬として「役員るいとう」による株式取得に充当しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特記事項はございません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬内規を定めており、取締役社長が内規に基づき報酬の額の原案を作成し、取締役会にて審議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役及び監査役は、管理本部の所属員に社外取締役及び監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、業務執行取締役から独立して社外取締役及び監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。
職務遂行に要する費用等は、当社が負担しております。
また、秘匿性の高い内部通報制度により、職務遂行を支援いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行
事業の執行にあたっては、取締役会で決定した基本方針に基づき、各責任者が詳細な業務計画を策定して執行いたします。執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会が決定した方針に基づき、常勤取締役と各責任者が構成する経営会議において、業務計画を全社的な観点から詳細かつ充分に検討した上で決定しております。
具体的な業務の執行状況については、経営幹部会(月次)、事業ヒアリング(四半期)において報告するとともに、重要な案件については取締役会と経営会議に報告され、必要な修正を加えております。なお、取締役会には全監査役が、経営会議には常勤監査役がそれぞれ出席し、必要な場合は意見を述べております。
2. 指名
取締役社長が、企業価値の保全及び拡大の観点から最も適していると思われる人材を候補者として推薦し、取締役会が審議の上、株主総会への付議、代表権の付与、役付取締役の任命について決定しております。
3. 報酬
報酬につきましては、株主総会で決定された内容及び社内規程に則して取締役社長が原案を作成し、取締役会で審議決定することとしております。
4. 監査・監督
これらの会社運営に関する機能の有効性・適正性については社外取締役及び監査役によって監視されており、また、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、直接、各責任者へのヒアリング等を通じて情報を入手し、監査精度の向上に努めております。なお、同監査法人に対する報酬及び監査に携わる同監査法人所属の公認会計士の氏名、継続監査年数、関与する公認会計士及び補助者の人数等の情報は、有価証券報告書で開示しております。
5. 現状の体制を採用している理由
当社の事業環境、経営について、十分な見識を有する社外取締役及び社外監査役をメンバーとし、かつ、法令、定款に適合した規程類に則して取締役会、監査役会等を運営することで、迅速な意思決定と業務執行への充分な監督、並びに投資家に対する透明性を確保することができると考え、現在の体制を採用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

企業の存続と価値の向上におけるコーポレート・ガバナンスの重要性については、当社においても認識しており、当社の規模や事業の性質に適応した形で、業務の効率性・透明性・公正性において適正性を高め、株主を始めとするステークホルダー全般の信頼に応えつつ、企業価値の持続的な向上を目標とするとの基本的な考え方の下に、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。
当社は、当社の事業環境、経営、企業会計について、十分な見識を有する社外取締役及び社外監査役をメンバーに加え、かつ、法令、定款、コーポレート・ガバナンス・コード等に適合した規定類に則して取締役会、監査役会等を運営することで、迅速な意思決定と業務執行への充分な監督、並びに投資家に対する透明性を確保することができると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年は法定より4日早い発送に留まりました。
その他	今定時株主総会も事業報告のビジュアル化を行いました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	弊社では毎年7月上旬に報道関係者及びアナリストを対象に開催いたしております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信等適時開示資料、株主向け報告書、雑誌掲載記事等については従来通り遅滞なく当社ホームページ（http：／／www. fujikurarubber. com）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関しては、管理本部長が管掌しており、人事総務部総務広報チームが担当しております。	
その他	当社では四半期開示、中間決算、通期決算の開示を行う際に、東京証券取引所内記者クラブにおいて管理本部長が報道関係者に対して開示資料に基づいて、当社の業績や財務状況の説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」を制定してステークホルダーの尊重を規定するほか、その遵守状況については、内部監査項目として定期的なチェックを行っております。また、個々の業務についても、ステークホルダーを尊重して業務にあたるという基本方針に基づいてそれぞれの業務規定を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境を保全して次世代に美しい地球を残すことが極めて重要であるとの認識に立ち、当社はお客様への環境対応製品のご提供を勧める一方で、「環境・労働安全衛生方針」を定めISO14001規格による環境保全活動を進めており、近隣住民とのリスクコミュニケーションの機会を設ける等の活動を進めております。また、工場における安全確保や周辺環境の保全はもとより、学童、学生に関して工場見学の機会を設ける、近隣地区での行事への参加、事業所周辺の美化、従業員による献血活動、災害等への募金活動等を通じて社会的存在として貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「FUJIKURA COMPOSITES行動規範」、「リスクマネジメント規程」等社内規程及び「IR情報開示方針」において、ステークホルダーに対する情報提供について定めており、これら規程を順守して情報の提供に努めております。
その他	当社においては、中間報告書の送付に合わせて株主の皆様に対して無記名形式でのアンケートを実施しており、ご意見は株主優待制度の充実等に反映されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、企業の存続と価値の向上に重要であり、当社グループの状況に則して、業務の効率性・透明性・公正性において適切なシステムの構築と運用に努めており、現在の当社グループの内部統制システムの状況は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務が効率的に行われることを確保するための体制及び当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

a.効率的な事業体制

妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とするため、当社グループの業務の執行にあたっては、内部統制の基本方針に基づいて予め定められた職務権限及び妥当な意思決定ルールを規定して各部門（グループ会社含む。）に権限を委譲し、各責任者は、その権限に基づき、取締役会で決定した内部統制の基本方針、経営方針及び計画等に従って事業計画を策定し実施します。

業務執行にあたって生じる設備投資・要員の異動については、取締役会で決定した基本方針に基づいて、常勤取締役と重要な各部門の責任者が構成する経営会議において、取締役会で決定した内部統制の基本方針、経営方針及び計画等に則し、全社的な観点から詳細かつ充分に検討して決定します。

目標を明確にし、効率のよい事業運営を行うため、予算管理規定に基づき全社及び各事業の年度予算を定め、それに基づいた業績管理を徹底しており、経営幹部会（月次）、事業ヒアリング（四半期）での報告を通じて、常時、状況を把握し、必要な修正を加えます。

b.妥当性、透明性、公正性を確保しつつ、意思決定における積極的なリスクテイクと効率的で適正な業務執行を可能とする体制

・取締役会等における付議事項（決議事項及び報告事項）、職務権限と業務分掌の明確化を行う。

・取締役の業務執行におけるインセンティブとして、業務執行取締役に業績連動報酬制を適用し、さらに、中長期的な報酬として、業績連動報酬の一定割合を株式取得目的報酬として位置づけ、定時定型累積投資方式による自己株式の買付けに充当する。

・業務執行取締役の業績評価、報酬決定、候補指名等、特に妥当性、透明性、公正性に配慮する必要がある事項の決定に際しては、独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、独立役員という。）へ諮問、協議する。

・取締役会の有効性について独立役員による定期的な評価を行う。

・社外取締役に対し、本方針において社外監査役の定めるところに準じて、適切な職務執行に必要な体制を整備し、支援を行う。

2．資産の保全が適性に行われるための体制

当社グループにおける資産の取得、使用及び処分は、当社及びグループ会社の社内規定に定める手続及び承認の下に実施されております。また、適切なリスク管理によって顕在化した、または、予見される損失に対して、資産への影響を限定しております。

3．情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける取締役の職務執行に係る情報（電子情報を含む。）の保存及び管理は、社内規定に定められた方法で行います。

4．損失の危険の管理に係る体制

当社グループでは、事業リスク、災害リスク、品質・環境リスク、安全衛生リスク、不正リスク等リスクの種類に応じて設ける管掌部門及び専門委員会がリスクを内包する部門と協力してリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証を行うほか、グループ全体にかかる重要なリスクの継続的な識別、分析、評価、対応策の検討及び検証をリスクマネジメント委員会の管理下において、リスク管理をグループ横断的かつ統合的に行っております。

5．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」を制定し、コンプライアンス推進委員会を設けてコンプライアンス推進にあたるほか、監査役・内部監査室が法令・定款等社内規定に基づいてモニタリングしております。また、内部通報制度を充実させ、外部の弁護士事務所に加え、社長・監査役・内部監査室長・管理本部長・コンプライアンス推進委員長等、複数の社内情報受付窓口を設置して、グループ内の社員（派遣社員も含む）からの情報提供を受付け、トップダウン型で迅速な問題解決を図る体制を構築しております。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制室を設置し、当社グループの内部統制の整備と運用を統一的かつ網羅的に進め、企業会計審議会の財務報告に係る内部統制実施基準の定めるところに沿って体制を構築しております。

7．監査役を補助する使用人に関する体制

監査役は、管理本部の所属員に監査役の事務を補助させることができ、また、その職務に必要な場合、取締役から独立して監査役の指揮下で監査業務の補助を行うための補助者を要請できることとしております。

8．前項の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前項の補助者の選任・解任・処遇の変更等は、補助者を要請した監査役と協議の上、決定します。

9．監査役を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

選任された補助者は、補助者を要請した監査役の直接の指揮下に置き、その指示によりその職務を行います。

10．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、使用人から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び重要な使用人から事業に影響する重要事項について報告を受けます。取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、経営上の重要事項の報告を行います。

また、内部通報規程において、通報内容と調査結果の監査役への報告が規定されているほか、窓口として直接情報提供を受け、自ら、調査し、取締役会規程に基づき、取締役会へ報告、是正措置を勧告できる体制となっております。

11．前項で報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程における通報者保護に準じて取り扱います。

12．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社においては、監査役の請求に基づき、費用及び債務の全額を負担します。

13．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行うほか、必要に応じてグループ会社を含む当該責任者等に直接ヒアリングを行う等、監査の強化を図っております。また、必要に応じて、会計監査人、内部監査部門、その他外部の専門家と連携して情報の収集と監査内容の充実に努めます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、自らの企業価値を守り、当社の社会的責任を果たす観点から反社会的勢力との関係遮断を「FUJIKURA COMPOSITES 行動規範」に規定し、人事総務部を対応統括部署として、地域の警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の機関と連絡を取りながら、従業員への研修、契約書への反社会的勢力排除条項の追加等、被害予防体制の強化を進めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を高めること、及び企業価値を正しく反映した株価形成に資するよう情報開示に努めることが、当社の株主の皆様からご信頼を受け、いわゆる敵対的買収を抑止するための最も基本的な手段であると考えております。ただし、いわゆる敵対的な買収が発生した場合には、その提案が企業価値に与える影響という観点で充分に検討して対応を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はございません。

